

府中市プロモーション動画制作及び空撮動画編集委託に関する  
プロポーザル募集要項

1 委託業務の概要

(1) 業務件名

府中市プロモーション動画制作及び空撮動画編集委託

(2) 業務の目的

子どもがいきいきと心豊かに育つまちのイメージに見えるよう、子育てのしやすいまちをPRできる動画の制作、及びまちの新たな魅力の発見やイメージアップとなるような空撮動画の編集

(3) 履行期間

令和8年5月18日から令和9年3月31日まで

(4) 委託内容

別紙「府中市プロモーション動画制作及び空撮動画編集委託仕様書」のとおり

(5) 提案限度額（予定）

2,145,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、提案限度額は、本件委託業務の実施に係るすべての費用を含みます。

(6) その他

令和8年度については予算査定中であり、実施が確定していないため、令和8年度の事業実施が認められた場合のみ、決定した事業費の範囲内で契約を締結するものとする。よって、本提案により受託候補者に決定したことをもって、直ちに契約締結を保証するものではないこと、契約締結する場合でも提案内容の全てについて契約を保証するものではないことに注意すること。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。

(5) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

### 3 実施スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	令和8年3月10日(火)
募集要項や業務提案書に関する質問の受付	令和8年3月10日(火)～17日(火)
質問回答(市ホームページに掲載)	令和8年3月19日(木)
参加申込に係る書類の提出期間	令和8年3月10日(火)～3月24日(火)
参加承諾通知・業務提案書提出依頼 (一次審査結果通知)	令和8年4月2日(木)
業務提案書に係る書類の提出期間	令和8年4月3日(金)～16日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング (二次審査)	令和8年4月24日(金)
審査結果通知 (二次審査結果通知)	令和8年4月下旬
受注者の公表	令和8年5月上旬

### 4 受注候補者の選定

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。参加申込のあった事業者に対し一次審査(書類選考)を行い、上位4事業者によるプレゼンテーションの結果、1事業者を受託候補者として選定する。

なお、事業者名や選定経過等は、府中市プロポーザル方式ガイドラインに沿って公表する。

#### (1) 一次審査(書類審査)

参加申込書に係る書類を次に示す観点から評価項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

##### ア 書類選考実施日

令和8年3月下旬から4月上旬

##### イ 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
類似業務実績	当該業務に対する知識・経験・運営能力を有するか	10
	当該業務の目的を達成できる実績を有するか	5
提案内容	本事業の趣旨を理解し、業務の目的に沿った企画内容か	10
	提出書類から、当該業務の実施を想起できるか	10
倫理観	企業理念、事業内容、社会貢献の内容が健全か	5
その他	取組意欲や積極性が感じられるか	5
	提出書類及び内容に不備が無いか	5
評価項目	評価の視点	50

## (2) 二次審査（プレゼンテーション）

### ア 選定方法

一次審査を通過した事業者から提出された、企画提案書、プレゼンテーション、見積書等の内容により、表に示す観点から、選定委員会の各委員は審査及び評価を行い、結果を採点表に基づき点数化する。その後、委員会において総得点最上位者を受注候補者として選定する。なお、合計点数が同点の場合は、委員の協議により順位を決定する。時間は1者40分（提案20分・質疑応答20分）とし、説明の際にパソコンを使用する場合は、各自持参すること。スクリーン及びケーブル（HDMI）は市で用意する。

### イ 評価基準

選定にあたり評価の最低水準を設け、これを下回る候補者は選定対象としない。

評価項目	評価の視点	配点
業務の理解度	業務の目的や内容を十分理解しているか	5
業務実績	同種の動画制作実績があるか	5
提案内容	業務の実施手順、内容は具体的で妥当か	10
	本市の特徴・魅力が十分に伝わり、創意工夫や独創性、訴求力があるものか	15
	デザインや編集技術、表現力があるか	15
	動画の SNS 等でのプロモーションの手法は効果的なものか	15
実施体制	リスク管理等、内部の意思疎通、連絡体制は妥当か	10
	業務遂行に必要な知識と経験を持ち合わせた者の配置がされているか	10
コスト	提案内容に対する見積金額は妥当か	5
その他	資料等が分かりやすく、論理的かつ説得力があるか	5
	業務遂行に対する意欲が感じられるか	5
	合計	100

## 5 募集要項の配布

### (1) 配布方法

市ホームページよりダウンロード

### (2) 配布期間

令和8年3月10日（火）～3月24日（火）

## 6 質問の受付及び回答

提案書等の提出書類に係る質問の受付及び回答について次のとおり行う。

### (1) 質問受付期間

令和8年3月10日（火）から17日（火）午後5時まで、質問フォームで受付  
<https://logoform.jp/form/6ibw/childprmovie>

(2) 質問への回答

令和8年3月19日(木)までに、市ホームページに掲載。その際、質問元の事業者名は公表しない。

ただし、本市が早期の回答が必要であると判断した場合は、質問事業者に個別に回答後、後日、市ホームページに掲載する。

7 提出書類(一次審査に係るもの)

- (1) 参加申込書(別添様式) 1部
- (2) 参加資格要件確認書(別添様式) 1部
- (3) 会社概要等 1部

なお、概要には以下の項目を含むこととします。

ア 経営規模及び経営状況(資本金、売上高、経常利益など)

イ 業務遂行能力(体制や当該業務に従事する社員数など)

ウ 履行保証力・瑕疵担保力(履行保証に関する対応方針、損害賠償保険加入状況など)

- (4) 本業務と同種または類似の受託実績(任意様式)

会社名あり1部、会社名なし8部

※ 過去3年以内で、そのノウハウが本業務に生かせると判断できるものについて5件を上限に記載した実績概要をA4判2枚(両面)以内にまとめ、1部提出すること。

- (5) 提案概要(任意様式) 会社名あり1部、会社名なし8部

※ 別紙「府中市プロモーション動画制作及び空撮動画編集委託仕様書」を踏まえ、提案概要をA4判1枚(両面)にまとめること。

- (6) 以下の書類(1部)

ア 財務諸表(直前決算のもの)

イ 応募事業者の登記簿謄本(履歴事項全部証明書、発行後3か月以内のもの)

ウ 法人事業税の納税証明書(発行後3か月以内のもの)

エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3か月以内のもの)

※上記ア～エについては、府中市契約事務規則第35条に規定する資格審査登録名簿に登録がある事業者の場合、提出は不要とします。

- (7) その他

提出書類の内容について、本市より問合せを行う場合がある。(1)～(4)の提出書類は、PDFデータも併せて提出(メール送付)すること。

8 提出書類(二次審査に係るもの)

- (1) 「子どもが主役のプロモーション動画」にかかる提案書

会社名あり1部、会社名なし8部

なお、「府中市プロモーション動画制作及び空撮動画編集委託仕様書」に基づき、かつ、次に掲げる内容は必ず記載すること。

※ 空撮動画の構成については業者決定後、両方で協議し決定するものとする。

## ア 記載内容

- (ア) 業務実績
- (イ) 業務の実施方針、実施手順、制作スタッフの体制（カメラマン、ディレクター等を含む）
- (ウ) 提案内容（制作する動画の見本となるもの）
- (エ) プロモーションの具体的な内容（想定している媒体や費用）
- (オ) 動画の制作実績（代表的作品と本業務の目的に類似した作品）

## イ 留意事項

- (ア) 会社名なしには、社名及び提案者が推測可能な情報を記載しないこと。
  - (イ) 専門知識を有さない者にも理解できるよう配慮した提案書を作成すること。
  - (ウ) 提案書の様式は任意とする。
  - (エ) 提案書は、印刷物のほか、PDFデータを提出（メール送付）すること。
- (2) 見積書 会社名あり 1部、会社名なし 8部
- ア 見積書は印刷物のほか、PDFデータを提出（メール送付）すること。
  - イ 本業務に係る一切の経費、消費税額を含むものとする。
  - ウ 見積書には作業項目ごとの費用及び積算根拠を明示すること。
  - エ 会社名なしには、社名及び提案者が推測可能な情報を記載しないようにすること。
- (3) その他
- 提出書類の内容について、本市より問合せを行う場合がある。

## 9 提出方法及び提出期間

### (1) 提出先

東京都府中市宮西町2丁目24番地  
府中市政策経営部秘書広報課広報担当（府中市役所「おもや」4階）  
電話 042-335-4017  
メール kouho01@city.fuchu.tokyo.jp

### (2) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出先に持参すること。また、提出時に質問への回答送付及び問合せなどの連絡先情報を提出すること。また、電子データについては電子メールで提出すること。

### (3) 提出期限

- ア 参加申込書類（一次審査に係るもの）  
令和8年3月24日（火）午後5時まで（平日のみ）
- イ 提案書及び見積書（二次審査に係るもの）  
令和8年4月16日（木）午後5時まで（平日のみ）

## 10 参加申し込みに係る書類審査の結果通知（一次審査）

提出のあった企画提案書等の書類審査により一次審査を行い、参加資格については、令和8年4月2日（木）付け（予定）の書面にて通知する。

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例（平

成元年条例第11号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、結果についての説明を求めることができる。

本市は、非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる日の最終日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない)に、書面により回答する。

#### 11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施(二次審査)

##### (1) プレゼンテーション及びヒアリング実施日

令和8年4月24日(金)

##### (2) 次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

ア 提案書類に虚偽があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ウ その他、本要項の内容に適合していない場合

##### (3) 見積価格が委託料上限額を超えた場合には、審査は行わない。

##### (4) プレゼンテーションを実施する者は、本委託業務に関わる担当予定者で構成し、5名以内とすること。また、提案書類に記載のある内容以外はプレゼンテーションできない。

#### 12 結果通知(受託候補者の決定)

##### (1) 通知時期

令和8年4月下旬

##### (2) 通知方法

選定の結果については、本市が提案者全員に通知し、選定されなかった提案者には、不採用であること及びその理由を書面により通知する。

##### (3) その他

不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、本市に対して書面により、非選定、または不採用についての説明を求めることができる。

本市は、不採用となった提案者から不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない。)に、書面により回答する。

#### 13 注意事項

(1) 参加申込書や提案書等の書類が提出期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合であっても参加できない。

(2) 提出期限後における書類の差替及び再提出は認めない。

(3) 書類の作成や提出に係る経費は参加者の負担とする。

(4) 提案に係る提出書類は返却しない。

(5) 提案に係る提出書類は、選考に関する目的以外には使用しない。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とし、指名停止措置を行う場合がある。

(7) 通信障害による電子メールの不達など、本市及び参加者以外の第三者の責に起因す

る事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

- (8) 提案により採用されたことをもって、全ての提案内容について契約を保証するものではない。
- (9) 本件委託契約の相手方については、詳細の協議を行い、両者の合意形成がなされた後に本市の内部手続を経て決定する。したがって、受注候補者内定通知をもって本件委託契約の相手方たる地位を約束するものではないことに留意すること。  
なお、協議が合意に至らなかった場合には、次順位の提案者と協議を行うものとする。
- (10) 業務の契約締結後、業務概要・選定事業者名・契約期間・契約金額・選定経過等について、市ホームページ等において公表する。
- (11) 提出された資料について、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は原則開示する。特に、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示するので、その旨を了承のうえ資料を作成し、提出すること。

#### 14 問合せ先

府中市政策経営部秘書広報課広報担当 秦（はた）

〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市役所「おもや」4階

電話 042-335-4017

E-mail [kouho01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:kouho01@city.fuchu.tokyo.jp)